

## 非課税財形貯蓄の災害等の事由による 非課税払出特例のお知らせ

非課税財形貯蓄（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄）を、本来の目的（住宅購入等、年金）以外で払い出す場合、本来は利子などに課税されますが、一定の要件の下、非課税で払い出すことができる特例が定められています。

（平成29年4月から、非課税特例の範囲が拡充されております。）

### 1. 非課税払出特例の対象となる事由

- ① 本人が居住しており、本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害により被害※を受けた場合  
(※) 全壊、流失、半壊、床上浸水、その他これらに準ずる損害。
- ② 本人が本人または生計を一にする親族のために支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- ③ 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
- ④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- ⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

### 2. 手続きについて

- ◆ 上記①～⑤の事由が生じた日から11ヶ月以内に、非課税財形貯蓄の払出しが上記①～⑤の事由が生じたことによるものであることについて、貯蓄を行っている方の住所地の税務署に確認を受けるための申出を行い、税務署から交付を受けた確認通知書をその非課税財形貯蓄に係る金融機関の営業所等に提出し、上記①～⑤の事由が生じた日から1年以内に払出しを行う必要があります。
- ◆ 税務署への申出の際は、所定の様式に対象となる事由の区分ごとに、上記①～⑤の事由が生じたことを証明する書類を添付する必要があります。

区分	事由を証明する添付書類の例示
①、②または③に該当する場合	・住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)(生計を一にする親族であることの証明)
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等(災害により家屋が損害を受けたことの証明) ・不動産登記簿謄本等(被災した家屋の所有者の証明)
② 医療費の年間合計額が200万円超	・医療費の領収書等(医療費が200万円超であることの証明) ・保険金等の支払通知書等(補填された保険金等の額の証明)
③ 一定の寡婦または寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等(離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明) ・死亡届の記載事項証明書等(死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明)
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等(特別障害者に該当することとなった旨の証明)
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等(特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明)

- ◆ 様式や証明書類の詳細については、国税庁のホームページを確認するか、または、電話等にて直接住所地の税務署へお問い合わせください。